

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長柄町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

長柄町長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供
③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム、マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表 70の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号、別表(42・71・80・95・112の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセス可能な職員はICカードとパスワードによる認証により期限を定めて限定している。これらの対策を講じていることから権限のない者によって不正に利用される対策は十分と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☒ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 十分でない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報・取り扱いに関する研修の開催により認識を深める。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号、別表第二(26・56-2・70・87の項)	番号法第19条第1項第8号、別表第二(26・56-2・70・87の項)	事前	
令和5年3月23日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム	健康管理システム(母子保健)、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム、マイナポータルびつたりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事前	
令和6年7月26日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	福祉課	事後	
令和6年7月26日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉課長	福祉課長	事後	
令和6年7月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年2月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年2月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和7年3月25日	Ⅱしきい値判断結果 8. 人手を介在させる作業	空欄	システムへのアクセス可能な職員はICカード・パスワードによる認証により期限を定めて限定している。これらの対策を講じていることから権限のない者から不正に利用される対策は十分と考えられる。	事後	
令和7年3月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和7年3月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号、別表第二(26・56-2・70・87の項)	番号法第19条第1項第8号、別表第二(26・56-2・69-2・70・87の項)	事後	
令和7年7月1日	3・個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第9条第1項、別表 70の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
令和7年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号、別表第二(26・56-2・69-2・70・87の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・第30条・第38条の3・第39条・第44条	番号法第19条第1項第8号、別表(42・71・80・95・112の項)	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断結果 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生する対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断結果 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生する対策は十分か 判断根拠		システムへのアクセス可能な職員はICカードとパスワードによる認証により期限を定めて限定している。これらの対策を講じていることから権限のない者によって不正に利用される対策は十分と考えられる。	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断結果 11. もっとも優先度が高いと考える対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断結果 11. もっとも優先度が高いと考える対策 当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断結果 11. もっとも優先度が高いと考える対策 判断根拠		個人情報・取り扱いに関する研修の開催により認識を深める。	事後	